

農薬登録制度に関する懇談会（第7回）議事概要

日時：平成21年3月10日 14:00～17:00

場所：中央合同庁舎第4号館 第1219～1221号会議室

【議事次第】

1 開 会

2 議 題

(1) 農薬取締法の5年後見直しに係る検討について

(2) 家畜移行試験ガイドラインの導入・自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直しについて

(3) その他

3 閉 会

【議事概要】

1 農薬取締法の5年後見直しに係る検討について（資料1-1、1-2、1-3）

【主な意見】

- ・ 資料1-3のサブタイトル中の「作物残留の低減」は、本報告書の一部でしか触れてないので、修正すべき。
- ・ 資料1-1の右側に示してある「事務局の考え方」のうち重要なものは資料1-3にもり込むべき。
- ・ 資料1-2の8ページで農家を「専門家」としているが、農業に関しては専門家でも、農薬に関しては必ずしもそうとは言えないので、「専門家」という語句は使わない方が良い。
- ・ マスコミに対し、こちらがきちんとした情報を効果的に出すことを心がける必要がある。このような観点から資料1-2の22ページの③の中に、マスコミへの情報提供に関する項目を立てるべき。
- ・ 新しい作物に使用できる登録がなく困っている現場が多い。資料1-2の10ページに、新たな病害虫に加えて新しい作物についての記載も入れてほしい。
- ・ 高齢者の多い生産者が使いやすいように、同系統の製剤間で、使用時期、回数等をできるだけ統一してほしい。
- ・ 家庭菜園等の普及に伴い、一般の人からの農薬使用に関する問い合わせが増えてきているが、彼らが求めているのは効果的な病害虫防除の指導である。資料1-2の22ページの(エ)に記載されている指導の強化は現実とリンクしないのではないか。
- ・ 一般の人への農薬使用指導について、実行面では難しい面もあるが、問題意識として重要である。

- ・ これまで、リスク評価や残留基準の設定を含む農薬登録に係る行政措置については関係府省間で連携をとってきたが、今後は農水省内の関係局・課間の連携も強化する必要がある。
- ・ 現在の登録制度では、申請から登録まで4年近くかかっている。アクションプランも含めて、タイムリーに登録をする制度への改善を行ってほしい。

【結論】

- ・ 基本的な方向性については合意。
- ・ サブタイトルについては、Eメールベースで意見をいただいた後、修正する。
- ・ 個別の議論については、今回の意見を反映して修文し、Eメールで確認していただき、最終版をとりまとめる。

2 家畜移行試験ガイドラインの導入・自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直しについて（資料2）

【主な意見】

- ・ 農薬登録の際のデータ要求を決定する農産安全管理課と飼料の基準値を設定する畜産安全管理課の両課で連携して進めてほしい。
- ・ パワーポイントの資料のみでなく、文章の資料も作成してほしい。

【結論】

- ・ 今回は背景と基本的な事項を説明し、予定通り次回以降、具体的な議論を行う。

3 その他（資料3）事務局より報告

- ・ 平成21年度以降、第8回の懇談会を引き続き開催。